

中間とりまとめ案について寄せられた意見について

意見募集期間：平成 16 年 11 月 15 日(月)～平成 16 年 12 月 10 日(金)

提出意見総数： 75 件（提出者一覧は別紙のとおり）

寄せられた意見の概要とそれに対する考え方（案） （別添参照）

一	中間とりまとめ案に掲げられた項目に関する意見	1
(1)	「特定電子メール」等の定義の見直しについて	1
	SMS による送信について	1
	事業用メールアドレスに対する送信について	1
(2)	架空アドレスあてメール送信を禁止する範囲について	4
(3)	自動アドレス収集による送信行為への対応について	5
(4)	悪質な違反行為への取り締まりの強化について	7
(5)	オプトイン方式について	11
(6)	電気通信事業者による役務提供の拒否について	15
二	中間とりまとめ案に掲げられた項目以外の法制度に関する意見	18
三	法制度に係る論点以外の論点に関する意見	21
(1)	政府による効果的な法執行について	21
(2)	電気通信事業者の自主的対応について	22
(3)	技術的解決策について	25
(4)	利用者の啓発について	25
(5)	国際協調について	26
四	その他の意見	28

意見提出者の概要

(1) 個人 6 2 件

(2) 法人・団体 1 3 件

受付順	意見提出者
1	有限会社八ガタ屋
2	株式会社ゼロ
3	日本テレコム株式会社
4	消費者機構日本
5	東京都生活文化局消費生活部
6	ニフティ株式会社
7	特定非営利活動法人電子地域活性化協会
8	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
9	迷惑メール撲滅連絡会
10	株式会社インターネットイニシアティブ
11	全国消費者団体連絡会
12	モバイル・コンテンツ・フォーラム
13	ネット社会と子どもたち協議会

一 中間とりまとめに掲げられた項目に関する意見

	意見	考え方
(1)	<p>「特定電子メール」等の定義の見直しについて SMSによる送信について</p>	
1	<p><u>SMSを含めるべき</u></p> <p>ショートメッセージサービス(SMS)を特定電子メール法の対象に加えることに賛成いたします。また、SMS の表示項目について一部免除を行わないことにも賛成します。(消費者機構日本)</p> <p>特定電子メールの定義に、SMTP の他、SMS によるメールも対象に入れるべきと考えます。(個人)</p> <p>今回、被害が増加している SMS を対象として追加することが提案されていることは、是非進めるべきであると考えます。その上で今後日本でもメールの標準仕様となる MMS (Multimedia Messaging Service)も対象に追加すべきであると考えます。</p> <p>MMS は、既に GSM 圏では標準仕様として広く利用が進んでいる上、日本においても第三世代の携帯電話において、一部キャリアでSMSやSMTPと同様広く利用されるようになるため、同様に迷惑メールの被害を受けるようになるのは必然である。よって、機動的に迷惑メール対策を実施するという観点から、今回 SMS の他に MMS も対象として追加することが適当であると考えます。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 7件</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>なお、MMS等他の電子メールサービスについても、その普及状況・利用実態等を踏まえ、広告宣伝メールの送信への利用が顕著となった場合には、個別に検討することが適当と考えますので、その旨を中間とりまとめにも明記することとします。</p>
	<p>事業用メールアドレスに対する送信について</p>	
1	<p><u>事業用(従業員用)アドレスを含めるべき</u></p> <p>事業用メールアドレスに対する送信を行う場合についても、特定電子メール法の対象に追加することも賛成します。(個人)</p> <p>特定電子メールの送信先を、特定電子メールの要件の一つとすることについては、一定の適用除外は当然必要ですが、個人と事業者とを区分する必要性は薄れているのではないかと思料します。なお、研究会の検討方向性は、個人と事業者を区分しない方向であるものと理解しております。(株式会社インターネットイニシアティブ)</p> <p>企業や事業を営む個人が利用している電子メールアドレス(事業用メールアドレス)に対する送信についても対象に含めることに賛成である。</p> <p>企業が、消費者や顧客に対して様々なビジネス上の目的から一般に公開している電子メールアドレスに対して、</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>企業や事業を営む個人が利用している電子メールアドレス(事業用メールアドレス)に対する送信を行う場合についても、受信者にとって望まない広告宣伝メールを受信しないことの利益や大量の迷惑メールを受信することによる弊害については異なるところがないため、特定電子メール法の対象に追加することが適当と考えます。</p>

	<p>日々大量の迷惑メールが送られており、業務上支障をきたしているケースも少なくない。受信者側の利益保護という観点からは、受信者が個人であると、事業者であることを問わないものであるし、事業用メールアドレスに対する大量の迷惑メールの送信も通信事業者や当該企業の通信基盤に悪影響を及ぼすものである。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p>法人の従業員宛てに送られるメールの内容が、個人・消費者向けの広告だった場合、現行法では従業員は法人の機関として扱われるため規制されません。しかし、従業員に送られるメールの内容が、個人・消費者向けの広告だった場合は、個人に送る広告メールとして規制すべきです。</p> <p>また個人事業主に送られるメールについても、事業用とされるため現行法では規制されませんが、個人・消費者向けの広告については個人事業主宛ても同じように規制すべきです。(特定非営利活動法人電子地域活性化協会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 5件</p>	
2	<p><u>事業用アドレスは含めるべきでない</u></p> <p>法人宛の広告宣伝メールが規制の対象になると、新規ユーザーの開発が出来なくなるため困ります。(有限会社ハガタ屋)</p>	<p>事業用メールアドレスあての広告・宣伝メールであっても、表示義務を遵守すれば広告宣伝は可能であり、現在の迷惑メールによる被害の状況を踏まえると、特定電子メールの対象に含めることを検討することが適当であると考えます。</p> <p>なお、事業用メールアドレスでは事業に関する電子メールの送受信が行われるため、受信者の行っている事業との関連性を考慮して、適用対象外となる「取引関係のある者」やそれ以外に適用除外とすることが適当なものの範囲等については、適正なものとなるように整理することが適当であると考えますので、その趣旨がより明確になるよう中間とりまとめの記述を見直すこととします。</p>
3	<p><u>事業用アドレスを規制するなら範囲は明確にすべき</u> <u>業務に関係のないメールのみ規制すべき</u></p>	<p>事業用メールアドレスでは事業に関する電子メールの送受信が行われるため、受信者の行っている事業との関連</p>

	<p>事業用と個人用のメールアドレスを明確に区別していないケースもあり、事業用のメールアドレスに対する送信をすべてを同一で考えることは難しいと思います。規制する場合、広告活動に支障が生じてしまわないよう「誰が」「誰に対して」「どのようなメール」を送信したら迷惑メールと扱われるのかについて明確に規定する必要があると考えています。また、ガイドラインなどで具体的な事例を交えつつ何が規制対象となるのかの指針を示していくことも必要だと思います。(株式会社ゼロ)</p> <p>実ビジネスを阻害しないという観点から、「その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者」の「取引関係」については広くとらえるべきであり、以前に任意に構築した取引関係に基づくもの、関連会社の取引先に送るもの、企業が自己の従業員や契約しているベンダーやアウトソース先に一斉に送るメール等が、特定電子メールに含まれないよう慎重に除外する項目を定めるべきである。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p>法人の代表メールアドレス(infoなど)に送られる広告宣伝メールは、本来規制すべきではありません。この規制はビジネスや経済の発展を阻害するからです。 どうしても規制が必要なら「事業者の業務と全く関係のない広告メール」など、規制は最小限にすべきです。(特定非営利活動法人電子地域活性化協会)</p> <p>基本的には賛成いたしますが、個人のメールアドレスと異なり、企業のメールアドレス(特に web ページなどで公開されている場合)については、ある程度の営業メールの受信が許容されるべき場合もあり、規定整備に注意が必要と思います。例えば、web ページなどで個別の企業を調べ、それに対して新規取引の提案や商品の案内などについてのメールを送る行為などが一般に行われているところ、これが規制対象となるのであれば、それは過剰な規制であると考えられます。</p> <p>仮に現行の表示義務が同様に課せられた場合、受信側の企業においては、いわば個別的な営業活動としての連絡と、社会問題となっている大量送信による商業広告メール(典型的には、出会い系サイトの宣伝など)を一括して拒否するか受信するかを選択せざるを得ないこととなります。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>性などを考慮して、適用対象外となる「取引関係のある者」の範囲等については、適正なものとなるように整理することが適当であると考えますので、その趣旨がより明確になるよう中間とりまとめの記述を見直すこととします。</p>
4	<p><u>正確に報道するように周知すべき</u></p> <p>仮に事業者宛ての広告メールを規制する場合は、マスコミ各社には正確に報道するよう周知徹底した連絡をしてください。例えば、「事業者へのメールは規制される」のような、どんな内容でも禁止と誤解される省略された不正確な報道にならないように注視し、「従業員や個人事業主に送るメールで事業と関係ない広告は規制される」とか「事業者宛の業務と関係のない広告メールは規制される」というように、規制内容をより詳しく示した報道となるようマスコミ関係者に連絡してください。(特定非営利活動法人電子地域活性化協会)</p>	<p>参考意見として承ります。</p>

5	<p><u>同意のない大量メールは全て特定電子メールとすべき</u> <u>友人や返事を装ったものも禁止すべき / チェーンメール等広告以外も禁止すべき</u></p> <p>受信者の同意無く大量にかつ無差別的に発信される電子メールすべてを「特定電子メール」と定義すべきではないか(個人)</p> <p>必ずしも広告とは言い切れない迷惑メールへの規制も必要～最初に発信する行為や事情を知りながら転送する行為を規制する。 理由: 受信者の不安などを突いて、さらなるチェーンメールを誘発するため。また、デマの原因にもなりうるため。(個人)</p> <p>現在多く流通している、知人を装ったメールや間違いメールを装ったメールなどについても、実態として返信や URL の参照を行った場合に商業広告や商業サイトに誘引されるものであれば、法規制の対象となることを明確に規定すべきです。(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1件</p>	<p>広告宣伝等の営利目的での電子メールの送信以外については、必ずしも法規制による対応になじむものではないと考えます。</p> <p>なお、広告宣伝とは言い切れない電子メールについても、自動的に作成された架空電子メールアドレスあてに送信する行為は、禁止することが適当ではないかとの基本的方向性を示しているところです。(中間とりまとめ案P16)</p>
(2) 架空アドレスあてメール送信を禁止する範囲について		
1	<p><u>架空アドレスあて送信は禁止すべき</u> <u>架空アドレスあて送信の禁止範囲を拡大すべき</u></p> <p>このような架空アドレス宛てのメールを送信する一部の悪質な有料サイトの事業者によって、全ての有料サイトが悪質であるかのようなイメージを与えています。このような悪質な業者を駆逐し、有料サイトに対するイメージを回復するためにも規制の見直しには賛成です。架空アドレスを自動生成して送信をする行為については、その後に迷惑メールを送信することが明らかであれば、法第5条の対象に含めるべきと考えます。</p> <p>ただし規制の仕方や対象についての対応を明確にしてから行なうべきではないかと考えます。(株式会社ゼロ)</p> <p>「広告・宣伝」に限らず、実在するアドレス割り出しのためのメールや、有料サイトへの誘引のためのメールなども対象とすることに賛成です。(消費者機構日本)</p> <p>ご提案されている基本的方向性につきまして全面的に賛同いたします。現在の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下法と略します)第5条で定める対象範囲(「自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として」自動アドレス生成ソフトを利用して)は極めて限定的で、最近の迷惑メール送信の手法が十分に</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>架空アドレスあて送信は現在も広告宣伝に限り禁止されているところですが、架空アドレスあてに送信されている電子メールそのものは広告宣伝を内容としていなくても、有料サイトへの誘因に先立って送信する場合などもあるため、禁止の範囲を拡大することが適当と考えます。</p> <p>また、その際には、実在のメールアドレスを収集するために行われる場合も含まれるようにすることが適当と考えます。</p> <p>なお、自動的に作成したアドレスのリストの提供を受けて送信する行為については、禁止の対象に含まれる場合もあ</p>

	<p>カバーされておられません。これを拡大することは非常に重要であると思います。(ニフティ株式会社)</p> <p>実在するアドレスを割り出すために、空メールや広告宣伝以外のメールを送信する行為(いわゆるハーベスティング)についても、電気通信事業者の設備に対する過大な負荷の防止という観点から対象に含めるよう、このような送信形態についても法5条の対象に含まれるように、広告宣伝を行うための手段としての電子メールに限定しない形で規定を見直すことに賛成である。</p> <p>また、現在、自動アドレス生成ソフトを使って架空アドレスを作成した場合に限定されているが、こうした限定を付する必要があるのか、再検討していただきたい。迷惑メール送信業者が、架空アドレスを含むアドレスを購入して送信する場合は現行では除外されてしまう不都合がある。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p>特定電子メール適正化法第5条の範囲を拡大することについては賛同します。</p> <p>一方、同条の趣旨は「電気通信事業者の設備に対する過大な負荷防止」であるとされているところ、メールサーバの構成・仕様について客観的な標準があるわけではありません。このため、万一の事態を想定して十分に冗長化されたメールサーバである場合と、平均的なトラフィックのみに耐えられるメールサーバである場合とで、本条の適用関係が異なるという恐れもあります。</p> <p>もともと特定電子メール適正化法は、電子メールの利用についての良好な環境整備のための法律であり、事業者の設備負荷を救済するための法律ではないと理解しています(負荷に耐えられる電子メールサービスを提供することは事業者の責務です)。</p> <p>このため、5条については電気通信事業者の保護ではなく、実在のメールアドレスを不当に収集するような行為を防止するという目的につながる行為を網羅的に禁止する条項とするべきではないでしょうか。ただし実際の手法には様々なものがあり、かつ、進化していくことから、行為の類型を政省令で定めることも考えられます(その場合には5条のみ直罰規定から外すことも考えられます)。(株式会社インターネットイニシアティブ)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 9件</p>	<p>るものと考えます。</p>
2	<p><u>架空アドレスあて送信の禁止は効果がなくなる</u></p> <p>一時的には効果はあると思うが、今後メーリングリストが整備されてくれば、エラー率は低くなり、架空アドレスあては目立たなくなり無力化されると推測されます。(個人)</p>	<p>架空アドレスあてのメールは、現在大量に送信されており、禁止の範囲を拡大することは有効であると考えます。</p> <p>また、メールアドレスリストを作成するための空メール送信などは、今後も行われ続けるのではないかと考えています。</p>
(3) 自動アドレス収集による送信行為への対応について		
1	<p><u>自動アドレス収集による送信行為を禁止すべき</u></p>	<p>発言者のメールアドレスを掲載する方</p>

	<p><u>メールアドレスの公開が健全な利用につながっている</u></p> <p>これについては Web 上にされているとはいえ、禁止すべきと思われる。発言者メールアドレスを掲載する方針で運営されている掲示板の目的として、発言者に発言に対する責任を持たせ、無責任な匿名書き逃げ発言や荒らし行為の抑制があります。結果、匿名投稿を前提とした掲示板に比べ、健全な掲示板運営につながっています。そのため、参加者がメールアドレスを公開しても安心できる方向、すなわちアドレス収集という本来のメールアドレス公開目的以外での使用は禁止する方向に持っていった方がよいと考えます。(個人)</p> <p>ここで、web 上でのメールアドレス公開の目的について論じられていない点に問題を感じる。そもそも web 上でのメールアドレス公開を半ば義務のように課している電気通信事業者もある上、メールアドレスを書かせることなど、個人情報の一部を公開させることが、むしろネットワークの匿名性の悪用を防止する方策の一つになりうるものとも考えられることから、web 上でのメールアドレスの公開によって、不都合が生じない環境作りこそが急務と感ぜられる。(個人)</p> <p>WEB上からの収集行為そのものは公開されているWEB上の情報を検索・収集しているにすぎないため、法制度上で禁止することは適切でないという考えは理解はできます。しかし、収集されたアドレスを利用して迷惑メールを送り、そのメールから不当請求につながるケースが多く見られることから、収集した情報を営利目的や不法行為に使用することは禁止するなどの、現状に則した規制を検討することを望みます。(個人)</p> <p>自動収集の場合は、本人の意思で掲載した様々なサイトから収集しているので、自動生成とは異なる、という考え方なのですが、本人は、自分のメールやサイトに掲載しただけと考えていても、本人の許可なく他人に無断で転送・転載された結果、多くのサイトに掲載されてしまう場合もあるので、これら2つを分けて考えるのではなく、利用者が迷惑あるいは有害と思うものについては、同じ対応を考えれば良いのではないかと考えます。(ネット社会と子供たち協議会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 5件</p>	<p>針で運営されている掲示板等からメールアドレスを収集する行為については、メールアドレスに限らず、web 上に掲載されている個人の情報について、その扱いを適正にすべきではないかという問題であると考えます。</p> <p>そのため、送信行為そのものを禁止するという法規制については、慎重に検討すべきものと考えます。</p>
2	<p><u>自動アドレス収集による送信行為を規制しない案に賛成</u></p> <p>自動アドレス収集による送信行為自体を規制するのは困難である。既に公表された情報を収集すること自体は問題がないし、正当なマーケティング行為との線引きが困難であるから、そうして収集された電子メールアドレスに対する迷惑メールの送信については、別途条項に違反する場合に規制していく他ないであろう。(迷惑メール撲滅連絡会)</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>

3	<p><u>個人情報の取得を制限すべき</u></p> <p>送信用アドレスは公式に登録されているメールアドレス提供事業者もしくは、当該アドレスの使用者どちらかと直接合意に基づき入手した場合のものに限定し、これらに反し、違法に入手したアドレスによる送信については罰する。またこの違法な大量送信の幫助もしくは不法なアドレス収集についても罰する。</p> <p>例えば、懸賞サイトなどで良く見受けられる手法であるが、架空・過剰等の懸賞賞金品等によって、もしくは意見募集と言う名目で必要以上の情報を入手しないこと。とする。懸賞選考には連絡手段は必要であるが、例えば配送先の住所は当選後に合意の上、当選者のみに確認する etc.これについても罰則を設ける。(今回の意見募集でも問題がある。)(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1件</p>	<p>個人情報の取扱いについては、平成17年4月1日から全面施行される個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、その取得や第三者提供の適正が図られることとされているため、当該法律の枠組みにおいて判断することが適当と考えます。</p>
4	<p><u>個人情報を無断で公開しているサイトを規制すべき</u></p> <p>自動でアドレス収集することも取り締まりの必要があると思いますが、web上でメールアドレスに留まらず個人情報を無断で公開しているサイト(掲示板を含む)に対する規制も必要であると考えます。(個人)</p> <p>web上の電子メールアドレスを収集することは規制できないでしょうが、架空アドレスへの送信などで違法に収集した電子メールアドレスを自分でwebに掲載して、web上から収集したとの言い逃れを防ぐために、迷惑メールを送るために違法に収集した電子メールアドレスのweb掲載を規制していただきたい。(個人)</p>	<p>個人情報の取扱いについては、平成17年4月1日から全面施行される個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、その取得や第三者提供の適正が図られることとされているため、当該法律の枠組みにおいて判断することが適当と考えます。</p>
(4) <u>悪質な違反行為への取り締まりの強化について</u>		
1	<p><u>悪質な行為は直罰化とすべき</u> <u>罰則を強化すべき / 取締りを強化すべき</u></p> <p>悪質な違反行為への取り締まり強化に係る直罰化の検討について賛同致します。(日本テレコム株式会社)</p> <p>悪質な違反行為について、直接刑事罰を課すことの検討をすすめることに賛成します。その検討にあたっては、「電子メールの送受信上の支障」といった観点に限らず、「受信者の平穏な生活等を乱す」といった観点も考慮されることを要請します。(消費者機構日本)</p> <p>現在の法制度の根本的な問題は、悪質な迷惑メール送信業者に対して直接処罰する規定がなく、強制捜査権限も行使できないために、通信の秘密との関係から、迷惑メール送信業者を特定するための情報が十分に得られないというところにあるため、悪質な違反行為の取締りの強化には賛成である。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、措置命令や電気通信事業者による自主的対応での対処とあわせ、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当と考えます。</p>

	<p>もっとも、何をもって悪質というのかは困難であり、様々な悪質な態様が今後も次々に出てくるものと予想されることであるが、少なくとも現状における迷惑メール送信態様について悪質といえるものについては規制対象とするよう検討しておくべきである。その際には、保護法益として、受信者の利益や電気通信事業者の利益といった個別的利益だけでなく、適切・安全な通信基盤の保護といった社会的法益ともいべき側面をも考慮しなければならないであろう。</p> <p>ハーベスティングや迷惑メール送信行為が悪質である根源は、ヘッダー情報を改ざんしたり、ゾンビPCやオープンリレーサーバーの利用により、真の送信者を偽って、捕捉されにくい状況で大量のメールを送信することである。したがって、これらの行為は悪質なものとして直罰の対象とすべきである。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p>善意の事業者の活動までも阻害されないような行為が刑事罰の対象となるのか、具体的に規定する必要があると考えます。また、具体的な取り締まりの方針を示したガイドラインの作成し公表することで、どのような行為をしたら罰則を受けるのか、その判断も可能となるのではないのでしょうか。このような条件のもとであれば、規制の強化には大いに賛成です。</p> <p>しかしながら、せっかく規制を強化しても、実際の実効性が甘いと規制強化の実効性が欠けてしまい、迷惑メール業者は減少しません。しっかりと取締りを行っていくことが重要だと考えます。(株式会社ゼロ)</p> <p>インターネットの特性上送信者の特定が困難であり行政処分の実施が進まない状況の中で、法施行2年が経過しても迷惑メール送信を継続している悪質な事業者が存在している状況の中では、直接刑事罰を科すことが必要であると考えます。</p> <p>但し、重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為の定義に関しては、健全な配信事業者に過度な負担が掛からないような対応を求めるとともに、具体的な定義案が策定された段階で新たな意見提出の機会をいただければ幸いです。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 16件</p>	
2	<p><u>送信者アドレスの詐称を禁止すべき</u></p> <p>送信者表示アドレス(リターンアドレス)を実在する他人のアドレスを使っている迷惑メールが届きます。本物のメールが届く可能性のあるアドレスですのでアドレスだけでは自動排除とすることができません。他人のアドレス、架空のアドレスをリターンアドレスとして使うことや空白とすることを規制していただきたい。(個人)</p> <p>メールアドレスの詐称を含むヘッダー情報の改ざんを禁止し、禁止違反に対して直接刑罰を科すとともに、通信事業者による役務提供拒否を可能にすること。</p> <p>理由:ヘッダー情報は、発信者である広告主を知る重要な情報である。ヘッダー情報の改ざんを禁止し、禁止違</p>	賛同意見として承ります。

	<p>反に直接刑罰を科すべきである。(東京都生活文化局消費生活部)</p> <p>架空アドレス宛送信の規制が盛り込まれていますが、架空アドレスからの送信も規制して欲しいと思います。由緒あるサービスプロバイダへ加入しメールサービスを利用している場合、自アドレス以外を from アドレスに指定して送信する事は技術的にできないのが通常ですが、一部のサービスプロバイダや、まして個人でメールサーバを立てている場合、from アドレスの詐称は技術的に容易です。これを法的に規制していただきたいのです。 from アドレスの詐称が可能な状態でメールサーバを構築した業者及び個人に対し、罰則を与える様にして欲しいものです。</p> <p>また、from アドレスの詐称が可能な状態である事を知りつつ、実際に詐称したメールを送信した業者や個人に対しても何らかの罰則を与える事ができる様にして欲しいです。</p> <p>自分のアドレスから送信されてくる迷惑メールほど、精神的に苦痛なものはありませんので。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 3件</p>	
3	<p><u>懲役刑も課すべき</u> <u>罰金額の引き上げや過料も検討すべき</u></p> <p>刑事罰は罰金だけでなく、悪質業者の逮捕が必要と考えます。現在の ISP による罰則(接続停止、契約解除など)だけではメール送信者に何の痛みもありません。「渡り」を繰り返すなど、大量かつ執拗に迷惑メールを送信している者は罰金刑だけでなく、逮捕や懲役刑でも処さない限り送信を止めないと思われます。また、逮捕者を出すことで、他の送信者への見せしめ効果も狙えると思われます。(個人)</p> <p>罰金については、事案の迅速な処理及び違反行為の抑止の観点から、直罰方式とした上で、現行の罰金額を引き上げること、又は、比較的、迅速かつ低コストな執行が可能であることから、従来の罰金額よりも高額な行政上の制裁金(過料)を導入することの検討が必要である。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1件</p>	<p>重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、措置命令や電気通信事業者による自主的対応での対応とあわせ、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当と考えます。</p> <p>なお、量刑の水準については本研究会で具体的な提言は行っていませんが、違反行為による法益侵害の重大性や他の法律とのバランスも踏まえ、検討することが適当と考えます。</p>
4	<p><u>未成年者が被害者の時は厳罰とすべき</u></p> <p>“(4)悪質な違反行為への取締りの強化について”の“ 対応の方向性”の項(P21～P22)ですが、他の法律との関連もあるでしょうが、被害者も加害者も成人、20歳未満、18歳未満、14歳未満などの区分を設けて議論すべきことではないかと考えます。例えば、成人が加害者で14歳未満が被害者である場合の方が、成人同士の場合よりも厳罰とするなどの対応が考えられます。(ネット社会と子どもたち協議会)</p>	<p>重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、措置命令や電気通信事業者による自主的対応での対応とあわせ、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当と考えます。</p> <p>なお、量刑の水準については本研究会</p>

		<p>会で具体的な提言は行っていませんが、違反行為による法益侵害の重大性や他の法律とのバランスも踏まえ、検討することが適当と考えます。</p>
5	<p><u>コンピュータウイルス等の利用を禁止すべき</u></p> <p>故意にウイルスやワーム、スパイウェア、トロイの木馬など不正なプログラムを作成・保管したり、メール送信する行為に罰則を設ける必要があると考えます。理由：迷惑メールの中でも対策が難しく、感染が広がるとその被害が甚大なため。(個人)</p> <p>(広義の)コンピュータウイルスを利用する等、発信元を偽装して広告メールを送りつける行為の刑罰を悪質な行為として現在より重罰化する。(個人)</p>	<p>ご指摘のような送信形態については、中間とりまとめ案P6においても、特に悪質・巧妙な送信の例として掲げているところです。</p> <p>なお、コンピュータ・ウイルスの作成、共用等については、現在国会で継続審議中の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」において、新たな処罰規定の整備が盛り込まれており、この法案が成立・施行された場合には、処罰の対象となるものと考えます。</p>
6	<p><u>「未承諾広告」の表示や住所・氏名の表示義務違反を直罰化すべき</u> <u>受信拒否アドレスの表示義務違反、再送信禁止違反を直罰化すべき</u></p> <p>迷惑メール対策として導入された「未承諾広告」の表示義務については、確かに異論や効果を疑問視する声はあるものの、こと国内発信のメールに限って考えるならば、送信者が表示義務を遵守する限り、受信側のフィルタリングや各事業者が実施するフィルタリングサービスなどにより受信者の利益は(少なくとも現状よりは)大きく守られることができます。また、住所や氏名を正確に表示する義務についても、これが遵守される限り、行政処分の執行可能性の確保はもちろんであるほか、詐欺的な商法が行いにくくなる効果があることは確かです。</p> <p>このため、この2点についても確実に遵守させることが必要であると考えます。</p> <p>確かに1件1回の行為については法益侵害の程度が低いとの考えも理解できますが、行為全体を視野に入れば法益侵害の程度は決して小さいとはいえません。執行性を確保するために最小限の直罰を導入する必要もやむをえないと考えます。仮に住所や氏名の正確な表示(もしくは、住所や氏名が表示されるURLの表示)だけでも十分確保されれば、表示義務違反や他の違反に関する行政処分の執行可能性が格段に向上するため、少なくとも「虚偽の住所や氏名を表示する行為」「住所や氏名を(本文またはリンク先URLにおいて)表示しない行為」についてを直罰化の範囲に加えることを検討すべきと考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>なお、違反行為のうち軽微なものについては、法益侵害の程度もそれほど大きくないと考えられることから、現在の制度のように総務大臣が送信行為の改善を促す指導や命令を発出することにより対応できる場合もあるものと考えます。</p>

	<p>現在、措置命令の対象となる違反行為としては、特定電子メール法 § 3 ~ 5 に定められる三つの行為がありますが、中でも § 4 及び § 3 四違反が最も悪質性が高く、これらに対してとくに厳格な処罰を以て臨んでいただくよう強く希望いたします。 § 3 中四を除く各号及び § 5 違反の行為についても、平穏な生活が害されるものではありませんが、これらの迷惑メールについて、再送拒否アドレスが明示されており、かつ、再送拒否の意思表示をした場合には二度と送信されてこない、という二点が確保されていれば、その被害の程度は相対的に低いものにとどまるものの、これら二点のいずれかが確保されず、迷惑メールの受信者による個人的な対応では被害を止めることができない状況に陥る場合には、平穏な生活が害される程度は著しく高いものとなるからです。(個人)</p>	
(5) オプトイン方式について		
1	<p><u>オプトアウトを継続する案に賛成</u></p> <p>オプトイン方式は、受信者の承認の取り方があまりに非現実的なものだと事業者の営業の自由の大きな制約になることは、取りまとめ案で述べられているとおりだと思います。</p> <p>しかしながら、諸外国でオプトイン方式が迷惑メール対策に有効だと実証されれば、わが国でも導入を前向きに検討すべきだと思います。</p> <p>それまでは、営業の自由の制約度が低いオプトアウト方式で迷惑メールを防止すべきではないかと考えます。(株式会社ゼロ)</p> <p>現行のオプトアウト方式での効果的な法執行が可能であれば、未だその効果が検証されたとはいえないオプトイン方式を拙速に導入する必要はないものと考えます。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1件</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>オプトイン方式の導入による迷惑メールの取り締まりの効果については、諸外国における迷惑メール規制が開始されてからまだ日が浅いことから、今後継続的に諸外国での行政機関による執行状況等を注視していくことにより、その有効性を確認していく必要があると考えます。</p>
2	<p><u>オプトインにするよりも、罰則強化及び取り締まり強化の方が有効</u></p> <p>同案の中ではオプトイン方式の是非について述べられていますが、どちらの方式を取るかよりもっと重要なことがあります。すなわち、法律など全く無視して送ってくる悪質な業者が多くいる現状を鑑みれば、オプトアウト方式からオプトイン方式に変えてみたところで、取締りを強化しない限り効果は上がらないことと思われます。いずれの方式を取るにせよ、取締りを強化し、罰則を重くすることの方が効果が高いはずです。(個人)</p> <p>オプトイン方式を採用したとしても、違反者を実質取り締まる体制が無ければ無意味。海外からの送信にも対処できず、あまり意味がないが、国際社会に対し、対応姿勢としては、評価できるのかもしれませんが。(個人)</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>現在の迷惑メールの問題として最も大きな点としては、中間とりまとめp6にも紹介しているように送信行為が悪質化・巧妙化しており、違法な広告宣伝メール等を送信している者が自己を隠蔽すること等により行政による対応等が困難となっている点にあることから、まず、現在のオプトアウト方式のもとで実効性のある取り締まりを行うための方策を検</p>

		<p>討することが適当と考えます。</p>
<p>3</p>	<p><u>オプトアウトが功を奏しない場合は、オプトインの採用を検討すべき</u></p> <p>中間とりまとめ案は、オプトイン方式の効果は、いまだ不明確であるとして、当面はオプトアウト方式による対応を行なうとしている。また、オプトイン方式の採用の是非を検討する際には、どの程度有効性があるかを十分検討することが必要としている。</p> <p>確かに、現状では、オプトイン方式の効果はどの程度のものであるのか不明であるので、当面はオプトアウト方式による対策を継続することに同意する。もっとも、オプトアウト方式がオプトイン方式に比してどの程度有効性があるのか疑問の残るところでもある。オプトイン方式の導入によって、受信者にとっては特定電子メールか否かの判別がより容易になると解することも可能である。受信者が、メールを読む前に、特定電子メールであることを把握していれば、その内容に対する警戒も強まることになる。その結果として、広告内容のサービスを誤って受けるケースも減り、広告を送ることがサービスを継続する上で無効な手段となる。オプトイン方式により、特定電子メールによる害悪を通信事業者の段階で防げなくとも、受信者の段階で防ぐことができれば、「電子メールへの信頼性」を維持することができるのではないかと考えられる。今後もオプトアウトによる対策が功を奏さないような場合には、オプトイン方式の採用を検討すべきである。(個人)</p> <p>仮にオプトアウト方式を継続した場合であっても、オプトアウト方式の効果に限界があるときには、オプトイン方式の導入をご検討いただきますようお願い致します。(日本テレコム株式会社)</p>	<p>今後の我が国における取り締まりの状況や、オプトイン方式を採用している諸外国における執行状況については、さらなる実効ある取り締まりを行う観点から、その有効性及び我が国へ導入するといった場合の論点について継続的に検討していく必要があるものと考えます。</p>
<p>4</p>	<p><u>オプトインを採用すべき</u></p> <p>オプトイン方式は、迷惑メール対策としての効果が未だ明確ではないという理由から、当面はオプトアウト方式のもとの取り締まりの効果的な実施を図ることが適切であるというとりまとめ案になっています。しかし、現状では前述の取り締まりが迅速にどこまでできるかは未知数であり、期待もできにくい環境のため、抜本的な対策が求められています。受信者があらかじめ承認した場合に限り広告宣伝メールの送信を認めるオプトイン方式の採用を強く要望します。(個人)</p> <p>報告書でもお書きのとおり、アメリカ、EU、韓国など、一般消費者に電子メールが普及した国においては、携帯電話の電子メール機能についてはオプトアウトが不相当でありオプトインを導入すべきであると結論づけているのが、一般的傾向です。今回の中間とりまとめ案は、携帯電話あての電子メールについてもオプトアウトを維持するとのことですが、結論として国際的常識から外れている孤立的な施策と思われる。</p> <p>一般のISPあてのメールではオプトアウトを原則とするキャムスパム法でも携帯電話あてのメール規制については、通常のISPあてのメールとは異なる格別の措置を採ることをFCCに求め、FCCはそれに従って検討した結果、携帯</p>	<p>オプトイン方式の導入による迷惑メールの取り締まりの効果については、諸外国における迷惑メール規制が開始されてからまだ日が浅いことから、今後継続的に諸外国での行政機関による執行状況等を注視していくことにより、その有効性を確認していく必要があると考えます。</p> <p>なお、現在のオプトアウト方式のもとにおいても、受信者の承諾を得ずに送信する広告宣伝メールについては、特定電子メール法第3条の表示義務(「未承諾広告」等)を満たす必要があり、</p>

電話についてはオプトインとしています。

実際にFCCにきいてみると、理由はいくつかあるようですが、携帯電話のメールについては受信に料金が課金される(アメリカでは通話でも受信に料金が発生すること、そもそもほとんどの携帯電話ユーザーは、携帯電話宛てにDMによる広告が発信されることなど望んでもいないこと、などが理由となっているようです。

なお、中間とりまとめ案は、今年6月のFTCレポートだけを根拠に、オプトインで迷惑メールの量が減らなかったといっている効果がない、と言いますが、これは疑問です。

まず、日本の架空請求の手口として、未承諾DMを送りつけてURLに誘導して詐欺をおこなう、という手口がありますが、警察の取締の現場からすれば、刑事摘発のための入口事件として、オプトイン規制は、非常に有効に機能します。現在のオプトアウト規制のもとでは、メールを送られただけでは当然に刑事捜査ができない場合が多く、捜査のタイミングが遅れるのです。

警察の立場、捜査・摘発を迅速におこなうという立場から、オプトインが必要か否かについて、きちんと意見を聴取されるべきではないでしょうか。その視点が欠落していると思います。(個人)

消費者保護の見地から申し上げます。仮に、未承諾DMを送りつけてURLに誘導する詐欺に引っかかった人がいても、メール送付行為自体が犯罪行為であれば、その後訴訟提起などによって請求されたとしても、詐欺の立証を待たずに相手の違法行為を主張できますし、対抗措置として刑事告訴も可能になりますので、被害救済の現場に立つ弁護士や消費者センターが使う武器として、民事上も被害者保護に有利に働くことは明らかです。

つまりオプトイン規制は、被害者救済の現場において、スパム業者を撃退するための有力な対抗手段になります。(個人)

迷惑メールへの対応としては、オプトイン方式を採用すべきです。理由は、以下のとおりです。

オプトアウト方式による勧誘規制は、「迷惑メールの内容については、約9割が出会い系サイトの宣伝であり」と指摘されているように、現在も、出会い系サイト等の有料情報料の架空・不当請求をめぐるトラブルが多発しています。もとも、出会い系サイト等の業者による被害は、オプトアウト方式では、被害の防止には不十分です。現在の規制をさらにもう一歩進めるべき必要性が高い。オプトイン方式の効果が不明確であるという理由で、その導入を躊躇すべきではない。

オプトイン方式では、広告宣伝メールの送信者への制約がオプトアウト方式に比べて厳しいというが、まともな事業者は、オプトインでやっています。インターネットが普及し、ホームページや店頭でオプトインの募集ができます。ポイントを与えて商品代金に充当させるなどの方法で募集しています。(個人)

「中間とりまとめ」では、「当面はオプトアウト方式のもとでの取り締まり」をすすめることとしています。しかし、オプトアウト方式では、受信者が送信者に対して送信拒否の送信をすることにより、送信者に受信者の情報を提供することになります。架空アドレスへの送信を行う送信者に正確なアドレスを教えることになります。また、受信者が送信コストを負担しなければなりません。迷惑を受けた上に見ず知らずの送信先に返信することも受信者にとっては精神的な負

この表示義務に違反して送信されているものは明確に違法な電子メールとなるため、違法性の認定という点においてオプトアウト方式とオプトイン方式に大きな差があるものではないと考えます。

また、現在の迷惑メールの問題として最も大きな点としては、中間とりまとめp6にも紹介しているように送信行為が悪質化・巧妙化しており、違法な広告宣伝メール等を送信している者が自己を隠蔽すること等により行政による対応等が困難となっている点にあることから、現在のオプトアウト方式のもとで実効性のある取り締まりを行うための方策を検討することが適切と考えます。

なお、今後の我が国における取り締まりの状況や、オプトイン方式を採用している諸外国における執行状況については、さらなる実効ある取り締まりを行う観点から、その有効性及び我が国へ導入するとした場合の論点について継続的に検討していく必要があるものと考えます。

中間とりまとめについては、オプトアウト方式とオプトイン方式の違法性認定の基準について明確にするとともに、オプトイン方式の導入の是非について継続的に検討する必要性について記述を追加いたします。

担になります。(全国消費者団体連絡会)

オプトイン方式を採用した場合、ユーザーの積極的な意思表示無く特定電子メールの送信は行われないのでから、自ずと不特定多数に合法的に送信される特定電子メールは減少する。効果があるのは明らかであり、また、オプトイン方式とした場合の送信業者の負担は、そもそもその業者の負担すべきコストであり、その軽減のために、制約を緩和する必要は無いものと考えます。

また、オプトイン方式であれば、web 上からのメールアドレス収集という手段そのものが無効になり、まずユーザーから意思表示して初めてメール送信可能になるし、ユーザーが身に覚えのない特定電子メールを受信した時点で違法なものと判断できる点でも、特定電子メール送信への歯止めとなると考えられます。(個人)

オプトイン方式を採用して欲しいと思います。広告宣伝メールの送信者への制約が厳しいとありますが、メールアドレスを取得した時に確認をすれば良いだけだと考えます。メールを受け取る側からメールアドレスを取得するところが必ずあるはずで、そうでなければ、なんらかの問題のある方法で取得してるとしか思えません。現状のオプトアウト方式では逆に読まれているメールアドレスであることを相手に教えるだけでリストを作成する側に利しています。(個人)

当面現行のオプトアウト方式を維持することでの方向性が打ち出されていますが、これに反対し、引き続きオプトイン方式の導入についての検討を継続すべきと考えます。オプトイン方式を導入した場合、利用者の能動的な行動(オプトアウト)を要する現在の法規制から、消費者の側に立った法規制となることにより、迷惑メールに対する国の姿勢が表明され、国民への啓蒙の一助に資するものになると考えます。(日本テレコム株式会社)

電子メールを使うことによりスパマーは、受信を望まない多くの受信者および受信者側の ISP 等にコストを転嫁させ、それにより非常に安価に広告送信ができてしまいます。他人のコスト負担によって非常に安価に広告の送信が可能のために、ひいては無差別大量で無秩序な広告送信状態が生まれている訳です。(中略)そしてそのような無差別大量に発信された電子メールの受信・処理に要するコスト負担を(これもインターネットの構造上止むを得ず)受信者や受信者側 ISP 等が強いられているので、コストの転嫁、“外部化”が生じております。(中略)

オプトイン方式の法律を施行すれば、受信者の同意が無い限り送信を法律上阻止できることになるので、行為を規制するという方法により、勝手な無差別大量送信と受信者・受信者側 ISP 等へのコスト転嫁とを回避できることになり、外部化を避けることにつながると考えられます。

オプトイン方式を採用しない状態のままですと、同意を得ずに送信が可能なので、スパマー側が、受信を望まない多くの受信者・受信側 ISP 等へコスト負担を転嫁させて無差別大量な広告送信が可能であり、それは営業の自由として正当化され得ない状態であると思料致します。(個人)

上記のほか、同様の意見 35件

5	<p><u>一度だけ送信可能とし、承諾されなければ以後の送信を禁止すべき</u></p> <p>「オプトインとオプトアウト」両方を含むよう、1度だけの広告メール配信を許可し、その後、「オプトイン」がされなければ、その業者からのいかなるメール配送も禁止するような改正を望む。(個人)</p> <p>最初の1回は現行と同じく表示義務を守ることで送信可能とし、2回目以降の送信は、受信者より受信希望の返事があった者にも送っていいこととする「条件付きオプトイン方式」にしたらいかがでしょうか。(個人)</p> <p>次善の策として、「一度目は『広告宣伝メール』を本人の承諾なしに送信できるが、二度目以降の送信については、本人から承諾があった場合にのみ許容する」という仕組みの検討を要請します。「中間とりまとめ案」では、オプトイン方式の弊害について、「営業の自由度に大きな制約をもたらすものとなると考えられる」としています。この点に、一定の配慮をしつつ、「オプトアウト」における受信拒否の意思表示のリスク(送信者に、受信者のアドレスが確定していることを知らせることになる)を回避するために、上記のような「擬似オプトイン」ともいうべき制度が有効ではないかと考えます。ご検討下さいませようお願いします。(消費者機構日本)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見1件</p>	<p>今後の我が国における取り締まりの状況や、オプトイン方式を採用している諸外国における執行状況については、さらなる実効ある取り締まりを行う観点から、その有効性及び我が国へ導入するとした場合の論点について継続的に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>その際には、ご指摘いただいた内容についても勘案しながら進めていくことが適当と考えます。</p>
(6) 電気通信事業者による役務提供の拒否について		
1	<p><u>役務提供拒否の事例を整理することに賛成</u> <u>拒否可能な対象を拡充すべき</u></p> <p>電気通信事業者の役務提供の拒否に関して、その事例を整理する事は、電気通信事業者の自主的な対応を後押ししていただくことになるため賛同致します。(日本テレコム株式会社)</p> <p>電気通信事業者が役務提供を拒否できる事例については、正当性があると考えられる場合のうち一部の事例であり、正当性があると考えられる具体的な事例の整理を進める必要があるという意見には、賛成します。役務提供の拒否範囲をできる限り広くとらえ、現状に則した事例を整理しておくことは早急に必要です。(個人)</p> <p>電気通信事業者による役務提供義務の拒否について基本的に案に賛成ですが、私ども電気通信事業者としては、この範囲を拡大することにより迷惑メールが利用者へ到達する前に防ぐことが可能になり、実際に利用者への迷惑を減らすのにもっとも効果が高いと考えています。</p> <p>ただ後日検討される予定の技術的解決策のひとつとして送信者認証技術の採用とも関連して、直接刑事罰を課すことを検討すべき送信形態(送信するメールのヘッダー情報を改ざんして送信者情報を隠して一方的に送信する</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>役務提供拒否の是非については、個別具体的な判断を求められる範囲が広いことによって、電気通信事業者において積極的な措置をとりにくいという場合が想定されることから、具体的に正当事由に該当すると考えられる事例についての整理を進めることが適当であると考えます。</p>

	<p>行為など)について電気通信事業者が役務提供義務を免ずることは適切と思いますが、仮にそのような行為が直接刑事罰を課すことになった場合でも、役務提供義務については免じるよう定めていただきたいと思います。迷惑メールと信ずるに相当な理由がある場合には電気通信事業者が役務提供を拒否することは受信側の電気通信利用者保護の観点からも正当でかつ不当な差別的取扱にはならないと考えます。(ニフティ株式会社)</p> <p>現行の 10 条は非常に対象が限定的であり、また、実際には携帯電話事業者に着信するメールの一部を当該携帯電話事業者が拒否することを主に想定したものであり、現在問題になっている迷惑メールにはあまり対処できておりません。</p> <p>ところで、メールの受信・送信についてフィルタリング等の措置を行う条件等については、契約者と ISP 事業者の契約関係により規律されてもよいと考えます。特に、送信側 ISP 事業者において迅速に対応を行うことができれば、契約者と発信側 ISP 事業者の 2 者間のみで問題が解決するため、非常に有効と考えられます。</p> <p>このため、ISP 事業者は契約者との契約で定めるところにより、迷惑メールである電子メールのサービスの提供を拒否できることを明確化することを要望いたします。具体的には、(1)提供拒否の事由・範囲を契約約款または個別契約で定めること (2)当該約款や契約を定めるときは、その内容を利用者に周知させることを条件に、比較的自由に提供拒否ができることを明確にいただきたいと思います。また、送信側 ISP 事業者であっても事実関係の把握が困難な事例が多発していることに鑑み、例えば多数の苦情を受け付けるなど、「送信行為の事実があったと信じるに足りる相当の理由があった場合」にも、役務提供拒否の可能性を広げる内容にいただくことを要望します。(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>迷惑メール対策において機動的に対応する必要性から拒否できる範囲の拡大は必要であると考えます。</p> <p>但し、拒否できる範囲の限定においては、健全な配信事業者に悪影響がでないように求めるとともに、具体的な事例の整理をする段階で新たな意見提出の機会をいただければ幸いです。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 7件</p>	
2	<p><u>通信の秘密や利用の公平等との関係を整理すべき</u></p> <p>電気通信事業者側において、これらの役務提供拒否を実効あるものとするため送信者情報や件名などについての確認ができるよう、通信の秘密の対象との整理を検討すべきである。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p>「今後の検討事項」として言及された「技術的解決策の検討」について、民間ベースでは、Sender ID、DomainKeys 等具体的な解決策についての検討や実装に向けての投資が進んでいるところです。</p> <p>その一方で、これらの技術的解決策を実装した場合に、「通信の秘密」「利用の公平」「役務提供義務」といった電気通信事業法の基礎的な条項に違反するのではないかという懸念が払拭されておりません。この懸念が技術の商</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>具体的に正当事由に該当すると考えられる事例についての整理を今後進めることが適当であると考えます。</p> <p>その際には、SenderID や DomainKeys のような技術的解決策の導入に関する課題についてもあわせて、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していき</p>

	<p>用実装にとってボトルネックとなりかねません。</p> <p>このため、これら基礎的な条項と、実際の技術的解決策を照らし合わせ、法的な問題の有無について具体的なガイドラインを策定していただく等については是非ともご検討をお願いします。(株式会社インターネットイニシアティブ)</p>	<p>いと考えています。</p>
<p>3</p>	<p><u>安易に役務提供を拒否されるのは問題</u></p> <p>取りまとめ案でも述べられているように通信事業者側でもっと柔軟に役務提供拒否ができるような法整備が必要だと思います。</p> <p>しかし、通信事業者が安易に役務提供拒否ができてしまうのも問題が残ってしまいます。このことから、役務提供を拒否されても仕方がないと思われるような迷惑メールの事例を収集し、それだけが役務提供拒否の対象となるよう法制化する必要があるのではないのでしょうか。このような事例の収集は簡単ではないと考えますので、この分野に詳しい民間の事業者などで専門の調査会を設置するなどの対応が必要なのではないのでしょうか。(株式会社ゼロ)</p>	<p>必要以上に電気通信事業者が役務提供を拒否することがないように、具体的に正当事由に該当すると考えられる事例についての整理を進めることが適当であると考えます。</p>
<p>4</p>	<p><u>役務提供拒否を義務化すべき</u> <u>迷惑メールの送信に利用された ISP に契約破棄を命じるべき</u></p> <p>自主規制では甘い、役務提供拒否を罰則付きの義務としていただきたい。友人を装った迷惑メールには送信と返信先のネットワークが異なっているものがあります。送信元より返信先の捜査の方が楽と思われ、返信先を潰すことで迷惑メールが少しは減少することが期待できますので返信先のネットワークも役務提供拒否義務の対象としていただきたい。</p> <p>また、返信先が転送用アドレスを使用したものがあるので転送用アドレス提供者も役務提供拒否義務の対象としていただきたい。同様に迷惑メール本文に書かれているリンク先のwebサイトも役務提供拒否義務の対象(レンタルサーバー業者、ドメイン管理サービス業者等も含むこと)としていただきたい。</p> <p>要は迷惑メールを送信するとインターネット利用を拒否されるようにしていただきたい。(個人)</p> <p>SPAM を直接送信したものを処罰するのみでなく、その送信者の利用した ISP にその送信者との契約破棄を命じ、その命令に従わない ISP も処罰するようにすべきである。SPAM 発信者を上得意として保護する ISP を追放するためである。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1 件</p>	<p>電気通信事業者による迷惑メール送信者への対応については、法律上一律に義務づけるのではなく各電気通信事業者がそれぞれの創意工夫により実施するのが適当と考えますが、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>

二 中間とりまとめ案に掲げられた項目以外の法制度に関する意見

	意見	考え方
1	<p><u>違反者の情報を公開すべき</u> <u>発信者情報請求権を規定すべき</u></p> <p>OECD ペーパー及び欧州委員会の通知等において指摘されているように、被害者にとってスパマーの特定が困難であるという問題がある。そこで、EU 加盟国の例えばドイツにおいては、迷惑メールの事例について、発信者情報請求権が、受け手及び一定の消費者団体等に認められているのである(差止訴訟法 13 条、13a 条)。これに対し、我が国におけるプロバイダ責任制限法上の発信者情報請求権(同法 4 条)は、電子メールについては、総務省の見解によると、適用されないものである。前述のように、迷惑メールの発信者に対し、受信者自身がメールの送信の差止請求等をなしうとしても、その前提として、請求の相手方を明らかにする必要があること、及び OECD ペーパーにおいても指摘されているのと同様に、我が国においても、電気通信法 4 条の通信の秘密への配慮が必要とされることから、迷惑メールの受け手および一定の消費者団体等の発信者情報請求権を特定電子メール法上規定することが必要である。(個人)</p> <p>受信者からの請求により、通信事業者が発信者の名称、所在等を開示する義務を規定し、受信者が差し止め請求などの手段ができるようにしてほしい。また、開示による責任を通信事業者には免責するか、開示すべきかどうか法的効力のある裁定を行う機関を設置してほしい。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 2件</p>	<p>電子メールの送信者の情報について開示請求権を認めることは、送信者の通信の秘密やプライバシー等を大きく制約するおそれがあり、その必要性の検討については、慎重に対応することが適当と考えます。</p>
2	<p><u>会員宛メールにも受信拒否手段を義務化すべき</u></p> <p>受信拒否の手段の提供を広告メールだけでなく、会員制のサービスや購入者(享受者)へのお知らせ等にも義務付けることが必要となると思われます。(個人)</p>	<p>受信者がいったん広告宣伝メールの送信について承諾した場合については、特定電子メール法第3条の表示義務の対象とはなりませんが、事後に改めて受信拒否の通知を行うことで表示義務の対象となり、以後の送信も禁止されることとなります(同法第4条)。</p>
3	<p><u>無効な受信拒否方法の案内を禁止すべき</u></p> <p>実際には受信拒否が出来ない方法を受信拒否の方法として案内することを禁止することが必要となると思われます。(個人)</p>	<p>受信拒否の方法の表示については、特定電子メール法第3条により、正しく表示する義務がありますので、無効な受信拒否の方法を表示することは、特定電子メール法違反となると考えま</p>

		す。
4	<p><u>法人の実質的な経営者にも罰則を課すべき</u></p> <p>法人の実質的な経営者に対して直接罰を適用できるようにすることが必要となると思われます。(個人)</p>	<p>法人として電子メールの送信を行っている場合は、別の法人であれば原則として別の送信者として扱われますが、法人が完全に形骸化しており実質的に経営者が個人として送信していると認められる場合には、当該個人を対象として取り締まりを行うことができる可能性もあると考えます。</p>
5	<p><u>メール送信サーバを登録制にして管理者設置を義務付け、国が指導監査すべき</u></p> <p>メール送信サーバに、管理者設置と登録を義務付け、証拠のある迷惑メール抗議を受けた場合にその内容により、イエローカード、レッドカードのように記録し悪質、あるいは管理能力不足と判断された場合は、迷惑メール規制法違反などで、情報の公開、あるいは業務規制、代表者逮捕など含めて厳罰を科するそうにする。海外からの中継サーバなどにおいてもその規模に応じて管理しうる管理者数と管理責任者を規定し通信事業者の管理義務を増やす。通信会社は迷惑メールの発信者を規定に基づき情報を公開し、排除できるものとし、被害額、およびシステム負担金などを請求できるものとする。</p> <p>また国は特別チームを編成し、管理業務が適正になされているか、定期的に監査指導を行うものとする、迷惑メールの抗議に関する窓口も設置し講義内容の適正な判断についてサーバ管理者の相談をうけるものとする。(個人)</p>	<p>インターネット上においてメールサーバを設置することについて法的規制を行うことは、自由な電子メールの送受信を過度に制約するおそれが高く、慎重に検討することが適当と考えます。</p>
6	<p><u>迷惑メール送信等のシステム開発会社を規制すべき</u></p> <p>迷惑メールのみに対する対策は無意味だと思われます。迷惑メールの対策ですが、送信される迷惑メールを規制するだけでは、おそらくあまり効果はないのではないかと思います。別のより悪質な方法をとるようになるだけです。迷惑メールとは別の方法が、普及し始めて、またそれが問題になるだけです。</p> <p>出会い系サイト、スパムメール送信を運営をする会社、そういった運営会社に開発したシステムをレンタルしている会社を法でがんじがらめにして取り締まらない限り、スパムがなくなったとしても同様の被害は出続けると思います。(個人)</p>	<p>迷惑メールの送信者にシステムを提供している者は、具体的な迷惑メールの送信に関与していない場合は取り締まりの対象となりませんが、一定の悪質な送信行為について直接刑事罰を科すこととした場合、共犯や幫助の関係にあればこのような者も取り締まりの対象となる可能性があるものと考えられます。</p>
7	<p><u>承諾の記録及びその開示義務を規定すべき</u></p>	<p>特定電子メール法第 8 条において、特定電子メールの送信者は受信者が</p>

	<p>メールマガジンと称し、登録に基づいて送っていると称したり、個人宛メールの文体や、メールへの返信を装っている。</p> <p>申込による同報メールを送る場合には、申込の記録を保持することを義務づけ、受信者の請求によって開示する義務を規定してほしい。(個人)</p>	<p>らの問合せについて誠意を持って処理すべきとする努力義務が課されています。</p> <p>なお、実際には承認を得ていないのに得ていると称している場合は、特定電子メールに該当するものと考えられます。</p>
8	<p><u>法令の見直しを1年以内にすべき</u></p> <p>迷惑メール対策における技術の進歩は日進月歩であるが、その対策技術の進歩と、それに対抗する迷惑メール送信業者の新たな悪質な手段とは、いたちごっこの状況であり、今後とも法令の見直しを、1年毎の短い期間で、継続的に行っていただきたい。(迷惑メール撲滅連絡会)</p>	<p>迷惑メールの問題は、送信手法の巧妙化・悪質化が進んでいるため、法制度に限らず、対策全体について継続的に見直しを行っていくことが適当と考えます。</p>

三 法制度に係る論点以外の論点に関する意見

	意見	考え方
(1)	政府による効果的な法執行について	
1	<p>迷惑メール相談センター等の広報の拡大、体制の充実</p> <p>「オプトアウト」にせよ「オプトイン」にせよ、迷惑メールの削減をすすめるためには、相談や情報提供が円滑に行なわれることが重要です。現在、(財)日本産業協会と(財)日本データ通信協会内の迷惑メール相談センターの2ヶ所が、迷惑メールに関する相談や情報提供を受け付けています。これらの相談・情報提供窓口に関する広報をいっそう強め、さらに多くの相談や情報提供にもとづいて、総務省・経済産業省両省が事業者への指導を積極的にすすめることを要請します。</p> <p>なお、迷惑メール相談センターの場合、パソコンに届いた迷惑メールの情報は指定のフォームに入力・貼り付けをして情報提供するようになっていますが、より手軽に行なえるよう転送による情報提供も行なえる様に案内してください。(消費者機構日本)</p> <p>迷惑メール相談窓口((財)日本データ通信協会・(財)日本産業協会等)が機能しているかどうか疑問。特に海外からの送信の場合に強く感じる。また、各種調査結果等活動内容をこれまで以上に公開すべきだと思う。(個人)</p> <p>現在設置されている「迷惑メール相談センター」の認知度をさらに上げ、受信者・被害者・消費者がセンターを利用しやすいようにすることが必要です。そのために必要な広報と相談体制を確保することを求めます。(全国消費者団体連絡会)</p>	<p>迷惑メール相談センター等の活動については、ホームページやパンフレットなどにより、迷惑メールに関する情報提供等が行われているところですが、行政及び迷惑メール相談センター等による情報提供や調査等のさらなる充実については、最終とりまとめに向け本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
2	<p>総務大臣への申出に対し、何らかの回答をすべき</p> <p>自分が受信した迷惑メールについて法§7に基づく総務大臣への申出を行いましたが、それが迷惑メールの受信数の減少につながらないばかりか、結果的にその増加に歯止めをかけることもできずに終わりました。申出に対してはおそらく、行政として必要かつ適切な措置はとっていただいたものと想像しますが、そのプロセスが申出人に全く伝わってこないしくみとなっているのは残念です。こういった申出制度の意義としては、法違反行為による被害の救済もさることながら、むしろ、行政による情報収集機能の方が重視されているのでしょうか、申出の数の多さを考えれば、これらに対していちいち応答すべき法律上の義務を課すことは適切ではないのかと存じます。しかしながら、情報提供者に対して何らかのメリットを提供するという意味でも、最低限の説明責任を果たすという意味でも、申出に対してどのような措置がとられたのかを、簡便にでも申出人に知らせるような、行政サービスとしての対応を検討されてみてはいかがでしょうかと存じます。例えば、どのような措置をとったかあるいはとらなかったか、ということ、定型文の電子メールで申出人に通知するだけでも、印象は大きく異なると思います。(個人)</p>	<p>特定電子メール法第7条に基づく総務大臣への申出があったときは、総務大臣は、必要な調査を行い、必要と認めるときは、適切な措置をとらなければならないと規定されています。</p> <p>申出を受けた措置としては、総務省や迷惑メール相談センターのホームページで、迷惑メール対策の周知などの注意喚起が行われているところですが、行政及び迷惑メール相談センター等による情報提供や調査等のさらなる充実については、最終とりまとめに向け本研究会で議論していきたいと考えて</p>

		います。
(2) 電気通信事業者の自主的対応について		
1	<p><u>電気通信事業者による情報交換やブラックリスト共有を検討すべき</u></p> <p>大量の迷惑メール送信実績がある者をブラックリスト化し、リストに掲載されている者は各 ISP で新規契約を拒否するなど、「渡り」行為ができないようにする必要があります。また、迷惑メール送信者はADSL回線やFTTH回線などを使用しているため、NTT や KDDI など電話事業者とも連携し、悪質な送信者へは電話回線の契約解除する必要もあると思われます。(個人)</p> <p>ISP間でのブラックリスト共有等による役務提供拒否の整備についても、迷惑メール流通の抑止・防止という観点から検討を深めていただきたいと思います。なお、ISP間でのブラックリスト共有においては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の見直し(当ガイドラインにおいては不払い者情報についてのみ事業者案の情報交換を規定)も視野に加えることを要望致します。(日本テレコム株式会社)</p> <p>いわゆる「渡り」を防ぐためには、さらに、個人単位でのデータベースの導入によるいわゆるブラックリストの共有など、業界で任意に連携して対応することが必要である。もっとも、信用情報機関のような団体の設置や、データベースへの登録に関する調停機能の付与等に関しては、業界への過度の規制とならないよう配慮が必要である。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 3件</p>	<p>ご指摘の点については、本研究会の第1回資料4のp10でも「迷惑メール送信者情報の共有」の論点として掲げており、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
2	<p><u>電気通信事業者による本人確認を強化すべき</u></p> <p>次々に ISP を変えて迷惑メールを送り続ける「渡り」についての意見ですが、実際、私のところに来るメールを見ても「渡り」をしていると思われる例が非常に多いです。プロバイダに苦情のメールを送ると、接続停止等の対応をしてもらえる場合が多いですが、業者がプロバイダを変えるだけで、結局のところ迷惑メールは一向にやみません。そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダが、加入者の身元確認を確実に行う ・プロバイダ間で、迷惑メール送信者の情報を共有する <p>この2点を実現すれば、迷惑メール抑制に効果を挙げられると思われます。(個人)</p>	<p>電気通信事業者による自主的対応について、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
3	<p><u>電気通信事業者による対策の強化を義務付けるべき</u></p> <p>通信事業者に対して、携帯向けメールのインターネットメールへの転送が選択可能なことを義務づける(あるいは、</p>	<p>電気通信事業者によるこれらの対応については、法律上一律に義務づけるのではなく各電気通信事業者がそれぞれ</p>

	<p>強く求める)</p> <p>多くの携帯メールを使用するユーザにとって、既に上記で報告された迷惑メールによる課金の増加は大きな問題である。日本の家庭のかかなりの割合は既にブロードバンドなどのインターネット通信手段を所有しておりさらにその多くは常時接続形態(すなわち、料金一定)である。あまりに理不尽な迷惑メールが届く場合、ユーザはメールを携帯ではなくインターネットメールで受信できるようにしてほしい(一部のキャリアでは可能と聞く)。パソコンによる迷惑メールの選別手段は携帯に比べて遥かに進んでおり、一度、インターネット経由でパソコンで受信、選別してから携帯に再送信するということも可能である。その場合に、インターネットメールを使うことによるユーザへの金銭的な負担は少ない。</p> <p>さらに、そのような新サービスの創出(市場を作ること)にもつながる。キャリアにとっても、大量の迷惑メールを彼等の無線網に流さなくて済む可能性があり、機器への負担も減るはずである。(個人)</p> <p>携帯電話各社の全ての機種に、リミットモードとして自分が登録しているリスト以外からは、電話もメールも全て拒否出来る機能の付加が必要だと思います。この機能を使う、使わないは各自の自由です。やはり、徹底して拒否するためには、この機能を各社に義務付ける事が必要です。(個人)</p> <p>電気通信事業者には迷惑メール苦情相談窓口の常設するという事を法律で義務化すべきである。(ホームページ上に苦情相談窓口がない事業者が多い)(個人)</p>	<p>れ自主的に対応するのが適当と考えますが、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
4	<p><u>端末識別番号送信時等に「お知らせ」を表示するなどの自主的対応</u></p> <p>電気通信事業者には、消費者との契約や役務提供について自主的対応をおこなうことによって、被害を軽減できる場合もありますので、対応を求めたいと考えます。</p> <p>例えば、最近の不当請求の相談では、固体識別番号や携帯電話の機種名などが表示され、あたかも個人情報事業者に伝わってしまっているかのように装う事例が多くなっています。これについても、固体識別番号や機種名を相手の事業者に送信する前に、注意表示やお知らせが表示されれば、消費者自身での対処が可能です。国際電話の接続ポイントが書き換えられる場合の「お知らせ」のような対応が携帯電話機でも可能と考えます。こういった電気通信事業者が独自にできる対処方法についても、意見や要望を出し、場合によっては規制も含めて対処することを検討すべきではないかと考えます。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見2件</p>	<p>利用者がトラブルを回避できるような電気通信事業者による自主的対応について、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
5	<p><u>消極的な電気通信事業者に制裁を課すべき</u> <u>積極的に調査するように周知すべき</u></p>	<p>電気通信事業者による自主的対応について、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終</p>

	<p>大手プロバイダ(@nifty、OCN、ODN、DION、so-net、hi-ho 等)を含む、ほとんどのプロバイダにおいて「自ドメインからの迷惑メール発信は容認しない」姿勢が明示されていますが、一部の中小プロバイダには、契約顧客を失うのを恐れるためか、迷惑メールを送信している契約者に対し、甘いところが見受けられます。</p> <p>また、大手プロバイダであっても、迷惑メールの報告を受けてから、実際にその契約者に対する制裁措置(警告、メール発信規制、利用停止、契約解除等)を行うまで、かなりの時間(報告から 10 日以上)を要するところがあります。当然ながら、その間に、迷惑メールが毎日大量に発信され続けることとなります。さらに、大手プロバイダには、管理アドレスの一部を中小のプロバイダにレンタルしているところも多く、その下位プロバイダ管理ドメインから迷惑メールが出された場合、迷惑メール報告を出しても「該当の事業者(=下位の中小プロバイダ)に対処を依頼した」という、極めて消極的な返答しかない場合があります。そして、下位プロバイダが何の対処もしない場合でも、上位プロバイダはそれ以上のアクションをすることはありません(契約上できないようです)。</p> <p>以上のような</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メールの報告に対するアクションが遅い(またはアクションを起こさない)プロバイダ ・下位のプロバイダが適切な処置をしない場合の上位プロバイダ <p>に対する、何らかの法的(強制的)な制裁措置が必要ではないかと思います。(個人)</p> <p>迷惑メール送信に使われた ISP の中には、迷惑メール受信を申告してから、調査・対策まで 3~4 週間かかっているところがあります。対策完了まで時間がかかると、その間に大量の迷惑メールが送信される恐れがあります。よって、各 ISP に迷惑メールに対して利用者から申告があればすぐに調査・対策するよう、周知する必要があると考えます。(個人)</p>	<p>とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
6	<p><u>電気通信事業者によるフィルタリングサービスの充実</u></p> <p>プロバイダーによっては有料で「ウイルス撃退お好み着信サービス」がありますが、できればその設定項目にできる量を増やすか、着信を拒否したい場合、電話のように受信後そのメールの一切拒否をサーバー側で出来る制度の確立。(個人)</p> <p>携帯各社には、ユーザー自身がスパムに対する規制を設定をするのではなく、携帯各社自体で特定のアドレス(文字列)が入っているメールはサーバではじいて受信自体をできなくするなどの対策を採っていただきたいと思います。そうじゃないと、どれだけドメイン指定受信を設定しても、あの手この手で届いてくるので意味がない。これは技術的に難しいことではないと思うのですが。(個人)</p>	<p>フィルタリングについては、利用者の実際の電子メール利用状況に柔軟に対応できるサービスが提供できるよう各電気通信事業者で自主的に対応を行っているところですが、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
7	<p><u>送信者情報を一元管理する機関の設立</u></p> <p>「電気通信事業者による自主的対応」においては、既に限界に来ていると考える。spam 送信業者においては、「電</p>	<p>電気通信事業者による自主的対応について、より効果的で迅速な対応を促すための対応方策については、最終</p>

	<p>気通信事業者による自主的対応」により、ISPを変更するだけで、同一内容を送信してくるものも多く、これでは、“いたちごっこ”であることは、“案”で指摘されている通り明らかである。</p> <p>これに対抗する為には、情報を一元管理する機関の設立が必要と考える。現在の(財)日本データ通信協会、(財)日本産業協会 がこれに当たるものと考えていたが、対応状況も不透明であり、更なる強い統括機関を総務省直下に置き、対処状況の積極的な公開と、2度と起こさない為にも、重い刑事罰を科すべきと考える。(個人)</p> <p>「渡り」(報告書 p6)を排除する仕組みとして、事業者から独立した客観的判断を担保できる第三者の存在が有効とされますので、検討をお願いいたします。(株式会社インターネットイニシアティブ)</p>	<p>とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
(3) 技術的解決策について		
1	<p><u>送信者課金の技術開発を検討すべき</u></p> <p>これは提言ですが、迷惑メール対策には、「送信者課金」の技術開発が不可欠であると考えています。架空アドレス送信も、携帯課金問題も元はといえば送信者が費用を負担していないことに根本的原因がある。携帯の送信者課金は総務省とりまとめなどで各社の足並みがそろえば、技術上の要素技術はそろっているように思います。(個人)</p>	<p>現在のインターネットでは、接続しようとする者がそれぞれ費用を負担するという仕組みとなっており、この仕組みを根本から変更することは技術的問題のみならず国際的なインターネットの在り方そのものに関わる問題であり、慎重に対応すべきものと考えます。</p>
(4) 利用者の啓発について		
1	<p><u>消費者の視点からも検討すべき</u></p> <p>今回の「中間とりまとめ」では、「電気通信事業者の設備に不要な負荷を大量に与えることを防止するという観点」「事業の遂行に支障」ということが主目的に書かれているように受け止められます。</p> <p>迷惑メールによる被害は、電気通信事業者だけでなく、電気通信事業者の顧客である消費者も被害を受けています。「受信者の平穏な生活を害するもの」という抽象的な表現だけでなく、迷惑メールが架空請求・不当請求という消費者被害につながっていることを踏まえ、被害にあった場合の受信者・消費者の対応の仕方、相談体制、被害者である消費者に負担がかからない配慮・対応策など、消費者の視点からも法制度・対応策が検討されることを求めます。(全国消費者団体連絡会)</p>	<p>一般の電子メールの利用者への啓発方策や、利用者が具体的にどのような対策を取るのが効果的かという点については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>
2	<p><u>電気通信事業者の窓口を総務省で公開</u></p> <p>迷惑メールに関する各プロバイダーの受付アドレスを総務省のホームページに一覧表示してもらいたい。(個人)</p>	<p>利用者への啓発方策の一環としての行政による情報提供の充実については、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>

3	<p><u>未成年者を守る必要性も記述すべき</u></p> <p>“(1) 迷惑メールの例と問題点”の項(P3)で“出会い系サイトやアダルト商品などの宣伝”ということで、宣伝・広告のためのメールが中心であると認識されており、その結果として“出会い系サイトの利用などが児童買春の温床になっている”ということですが、これらはまだ迷惑メールの一部であり、詐欺、いやがらせ、恐喝、脅迫、犯罪教唆、自殺勧誘、など色々なものがあり、単に迷惑なメールだけでなく、有害なメールも含める必要があると考えます。</p> <p>また、問題点について、利用者全般について言及されているに留まり、未成年者に与える影響については考慮されておきませんが、成人への影響は単なる迷惑という程度であるのに対して、未成年者にはそれ以上に大きな問題へと発展していると当協議会では認識しております。例えば、出会い系サイトでの未成年者の犯罪被害(売春・買春、性暴力、麻薬など)のうち、95%が携帯電話を利用したものであり、その85%が18歳未満で、その殆どが女子児童である、という警視庁のデータもあります。未成年者への影響を鑑み、未成年者を被害から守る必要性も盛り込んで頂きたいと考えます。(ネット社会と子どもたち協議会)</p>	<p>迷惑メールが未成年者に与える悪影響については、中間とりまとめp5において迷惑メールのほとんどが出会い系サイトの宣伝などであることについて記述していますが、ご指摘を踏まえ、記述をより充実させることとします。</p>
4	<p><u>架空請求やフィッシングも解決すべき</u></p> <p>架空請求被害や今後確実に起こるであろうフィッシング行為など、すでに社会問題として、官民一体で早急に解決すべき時にあります。すべては、ネット社会の急速な普及による、利用者の無知が原因であるが、消費者教育の徹底と同時に、広告行為を逸脱した詐欺まがいのサイトの広告については、早急に取り締まるべきであると考えます。(個人)</p> <p>迷惑メールの中で、いわゆるスパムメールにも迷惑させられますが、それにも増して問題なのは、架空請求メールではないでしょうか。金銭詐取の被害も出ています。ぜひ、この架空請求行為への取り締まり強化を明記していただきたいと思います。(個人)</p>	<p>架空請求やいわゆるフィッシング詐欺のために電子メールを送信する行為については、本研究会で取り上げているいわゆる迷惑メール(受信者の同意を得ず一方的に送信される広告宣伝メール)の送信行為に該当するものではなく、本中間とりまとめ案での法制度の見直しに関する基本的方向性では触れていませんが、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していくこととしている技術的解決策や利用者への啓発等は、これらの問題に共通した対応方策となる部分もあるものと考えます。</p>
(5) 国際協調について		
1	<p><u>海外発メールに対応するための法的枠組み、環境整備を検討すべき</u> <u>日本人の外国での行為も処罰すべき</u></p> <p>迷惑メール送信元として海外に設置されたメールサーバからのものが非常に多い現状を鑑み、迷惑メールの低減に向けた実効性ある施策として、日本側ゲートウェイの一括した対応・措置を可能とする法制度面での枠組み・環境整備を期待致します。(日本テレコム株式会社)</p>	<p>特定電子メール法は、日本国内に所在する送信者に対して適用されるものであるため、海外から送信されるものについては適用されないこととなります。海外からの送信については、諸外国における迷惑メール対策と歩調を合わ</p>

	<p>真実性には疑問がありますが、現在の規制を逃れるために外国へ行って発信している業者があると週刊誌に掲載されていました。これに対応できるよう日本人及び日本の業者の外国での行為も処罰対象としていただきたい。(個人)</p> <p>外国発、日本発のものを問わず、日本着の迷惑メールを全て対象とすべきである。外国発の悪質な迷惑メール送信に対して刑事罰が設定されてはじめて、諸外国の捜査機関との連携や、世界中の迷惑メール送信業者へ向けての強力なメッセージとなるからである。(迷惑メール撲滅連絡会)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 2件</p>	<p>せ、国際的な取り組みを進めていくことが重要と考えており、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p> <p>なお、海外のサーバを利用している場合であっても、送信者が国内に所在している場合には、特定電子メール法の適用対象となります。</p>
2	<p><u>他国との協定締結や国際的な基準作りをすべき</u></p> <p>加害者もしくは被害者のいずれかが国内にいれば捜査が行えるよう、他の国との協定を結ぶ(個人)</p> <p>本まとめにもあるように迷惑メールは悪質化の一途をたどっていますが、この案ではそれらに対する望ましい姿の結論がない。現行法による日本語による表題の付加は、効果を上げてないばかりではなく、他国の業者による送信を考慮すると国際協力を考慮したものとはとうていいえないでしょう。韓国、ロシア、米国、中国等の多くの迷惑メールの発信源となっている国との政府間協議による国際的な基準作りが必須であり、このとりまとめ案にはその視点がまったく欠落していると言わざるを得ません。(個人)</p>	<p>特定電子メール法は、日本国内に所在する送信者に対して適用されるものであるため、海外から送信されるものについては適用されないこととなります。海外からの送信については、諸外国における迷惑メール対策と歩調を合わせ、国際的な取り組みを進めていくことが重要と考えており、最終とりまとめに向け、本研究会で議論していきたいと考えています。</p>

四 その他の意見

	意見	考え方
1	<p><u>ワン切りを規制すべき</u></p> <p>迷惑メールへの対処も必要だと思いますが、迷惑メールは個人の対策等で多少ではありますが対処は出来ます。それよりも、『ワン切り』の方がもっと迷惑ですし、これから起こりうる『未成年者』への『ワン切り』によるトラブルの方が懸念されるのではないのでしょうか？、『ワン切り』の方がもっと一方的です。古今のシステムの向上により、『ワン切り』業者の手口も巧妙化され、私自身への事例報告としましては、約 35 秒間もの呼出に対して電話に出たとたんに切れ、折り返しに電話をさせると言う物でした。又、深夜にも多数有り、多々迷惑しております。(個人)</p>	<p>いわゆるワン切り対策については、有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)第 15 条の規定により、違反者には 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科されることとなっているため、当該法律の適正な執行により対応がなされるものと考えます。</p>
2	<p><u>サイトを規制すべき / 広告依頼主を処罰すべき</u></p> <p>中間とりまとめ案を拝見しましたが、ここにある案は必要だと思います。</p> <p>日本国内で非常に多い迷惑メールを減らすには、とりまとめ案にある案とサイト側の法規制が必要だと思います。題名に「未承諾広告」を付加しない迷惑メールの内容は勧誘先サイトの宣伝がほとんどであると思います。勧誘先サイトに法規制を適用すれば、不特定メール送信による宣伝ができなくなる為、迷惑メールが激減すると思います。(個人)</p> <p>送信者に対する対策について色々と考えておられますが、広告の依頼者を処罰する方が相手を特定しやすく効果も上がると思います。送信者が何らかの違反していたとして、ゾンビPC、オープンリレーサーバなどで迷惑メールが送信されると送信者の特定が困難になるのは周知だと思います。しかし、メール本文に書かれている依頼主の URL は固定であり送信者よりは特定しやすいと思います。特にドメイン部分は固定になっている可能性が高いです。広告の依頼主が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に準拠しない方法で送信する迷惑メール送信者に対して送信を依頼したとき ・フォーマットは準拠しているが虚偽の情報を掲載している迷惑メール送信者に対して送信を依頼したとき <p>すなわち、正当な方法を用いないで行った広告の依頼主を、処罰の対象とするのが望ましいです。依頼主が居なくなれば、迷惑メールもなくなります。処罰の内容としては、ドメインの利用停止(サーバ運営者とそのサイトに無関係であっても処罰対象となるとなれば、サーバ運営者側も利用者に対してそれなりの厳しい審査を行うようになると思います)、業者の使っている口座の差し止め(架空請求などの被害防止)なども含まれると良いと思います。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 1件</p>	<p>直接の電子メール送信者ではなく、広告宣伝を送信者に委託した者に対する取り締まりについては、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)により特定電子メール法と同様の義務が課されており、当該法律の適正な執行により対応がなされるものと考えます。</p>
3	<p><u>出会い系サイトの広告を全面禁止にすべき</u></p>	<p>いわゆる出会い系サイトの取り締まりについては、インターネット異性紹介事業</p>

	<p>電子メールで出会い系サイトへのアクセスを勧誘する行為:全面禁止を望みます。出会い系サイトが、児童売春、ポルノその他犯罪の温床となっているため。(個人)</p>	<p>を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。いわゆる出会い系サイト規制法。)により規制が行われているところであり、当該法律の適正な執行により対応がなされるものと考えます。</p>
4	<p><u>損害賠償請求権及び差止請求権を規定すべき</u></p> <p>規制手段としては、公法的規制だけではなく、スパム行為についての経済的インセンティブを低下させるために、私法的規制も今後検討する必要があると考えられる。すなわち、受け手の損害賠償請求権及び差止請求権が特定電子メール法上規定されるべきである。また、迷惑メールによる被害が拡散する性質を有するものであることから、一定の消費者団体等に差止請求権等を認める必要がある。(個人)</p>	<p>ご指摘のとおり、民法第709条(不法行為)の規定により、受信者が迷惑メールの送信者から権利の侵害を受けた場合等は損害賠償請求権を有することとなり、特定電子メール法において特段の規定を置かずとも、請求する事は可能と考えます。</p>
5	<p><u>不招請メールを発端とする契約は取り消すことを可能とすべき</u></p> <p>オプトイン方式を導入する際には、その実効性を担保するために、業者が送信した迷惑メール(不招請メール)を発端として契約が締結されたときには、消費者に対してその契約を取り消すことができる権利を付与することが必要です。もともと、出会い系サイト等の業者は、迷惑メール(不招請メール)をきっかけにして情報料等を請求することで利益を獲得しようと企てているのであるから、オプトイン方式を導入した上で、その効果を担保するために、消費者に取消権を与えることにより、被害の防止を図ることが必要である。(個人)</p> <p style="text-align: right;">上記のほか、同様の意見 4件</p>	<p>契約が成立するか否かは、民法や消費者契約法等に照らして判断されるものであるため、特定電子メール法において直接契約の効力について規定することは適当ではなく、これらの法律の枠組みにおいて対応することが適当と考えます。</p>
6	<p><u>不当請求サイトにつながるメールを禁止すべき</u></p> <p>返事をだそうとするとサイトに登録されてしまうものがある。こういうメールは全面禁止の立法をお願いしたい。(個人)</p> <p>メールを開くだけで契約が成立したことになる設定のある広告を禁止し、禁止違反に対して直接刑罰を科すとともに、通信事業者による役務提供拒否を可能にすること。</p> <p>理由:確認画面のない場合の申込みは、電子契約法において無効の主張ができることになっているが、消費者トラブルの大きな要因となっているので、行政法上も禁止対象として取り締まるべきである。(東京都生活文化局消費生活部)</p>	<p>有料のwebサイトにおいて、一方的な契約が成立するか否かは、民法や消費者契約法等に照らして判断されるものであるため、特定電子メール法で直接禁止対象とする等の扱いをするのではなく、これらの法律枠組みにおいて対応することが適当と考えます。</p>